



現況届

(被扶養者1人につき1枚作成して下さい)

用紙B-6号(令和6.12)

この届は、被扶養者認定に必要なものですから各欄について正確にご記入下さい。記載内容の秘密は厳守致します。

事業所名				所属	
被保険者等	記号	番号	被保険者氏名		
被保険者の住所	〒 ー TEL (
申請対象者の氏名	続柄	年齢	同居・別居	住所	

1. 今回扶養申請することになった理由(これまでの生計はどうであったか。具体的に詳しくご記入下さい)

2. 現在加入している公的保険の種類

1.健康保険(組合・政管)の被保険者	2.健康保険(組合・政管)の被扶養者
3.国民健康保険 4.共済組合 5.その他()	※いずれかに○印をつける

3. 申請対象者の収入等の状況

1.収入なし	①就学中(学校名)	
	②その他(理由)	
2.給与収入(パート・アルバイト・その他)	年額	円
3.年金収入	厚生年金	年額 円
	国民年金	年額 円
	共済年金	年額 円
	厚生年金基金	年額 円
	その他()	年額 円
4.家賃収入	有 無	年額 円
5.利子・配当収入	有 無	年額 円
6.自営業収入	有 無	年額 円
7.農・漁業収入	有 無	年額 円
8.その他()	有 無	年額 円
		合計 円

添付書類

- 1-① ●高校生・大学生の場合
在学証明書が学生手帳のコピー
●専門学校の場合
就学日と時間割がわかるカリキュラムのコピー
- 1-② ●16才以上で収入のない人
内容により必要書類が異なります
- 2. 直近の給与明細(3ヶ月分)コピー
- 3. 直近の年金振込通知書コピー
{ ・高齢 ・退職 ・障害 ・遺族等 }
すべての年金が対象となります
- 4. 5. 6. 7. 8.
収入額の記載のある公的証明書等のコピー

4. 申請対象者に配偶者はおられますか? [有 ・ 無] 有の場合は下記をご記入下さい。(※直近の収入額(年額)の記載がある公的証明書等のコピーを添付して下さい。)

収入・所得の種類	年 額	月 額
	円	円

5. 被保険者の前年度年間収入額をご記入下さい。 円

6. 別居している方を申請する場合

※送金証明書…銀行振込受取書・現金書留受取書等(直近3ヶ月分)を添付して下さい。(手渡しは不可)

別居の理由			
別居先で同居している方を記入	申請対象者の 夫・妻・子・兄弟姉妹	その他()	計 人
送金の有・無	有 ・ 無	(毎月 円)	(年額 円)

7. 今般、退職して被保険者でなくなった方を申請する場合

添付書類

今までの勤務地	会社名	
	所在地	
退職年月日	令和 年 月 日	
退職の理由		
雇用保険(失業給付)の受給状況(いずれかに○印)		
1.受給中		
2.受給予定がある		
3.受給資格があるが受給しない(理由)		
4.受給資格なし ①加入していない ②加入していたが、受給資格がない		
5.受給期間終了 終了日(年 月 日)		
6.高齢者(65才以上)なので、高齢者一時金としてすでに全額受給済みである		

- 1. } 雇用保険受給資格者証(コピー)
- 2. }
- 3. }
- 4. } 雇用保険(失業給付)受給等に関する誓約書
- 5. }
- 6. } 受給終了したことが確認できる「雇用保険受給終了証明書」

8. 申請対象者の生計費と、現在主として負担なさっている方の、お名前、続柄、金額をご記入下さい。

申請対象者の1ヶ月の所要生計費	約 円	負担している方の氏名		続柄	
		1ヶ月の負担額	約 円		

9. 扶養申請対象者の家族(被保険者以外の扶養義務者 父母・兄弟姉妹・子供・別居している家族、親族等含める)

氏名	続柄	年齢	勤務先	年収	自宅住所	電話

10. 人事担当責任者の参考意見(事情聴取の結果をかみならず詳しくご記入下さい)

		健保担当	
		年月日	
税法上の扶養控除(どちらかに○印)	有 ・ 無	会社家族手当(どちらかに○印)	有 ・ 無

11. その他、被扶養者申請に必要な書類(添付書類については当健保組合のホームページをご参照下さい。)

- (1) 戸籍謄本…申請対象者を主体としたもの(申請対象者に対して扶養義務者全員が必ず記載されたもの)
- (2) 住民票…世帯主・続柄が省略されていないもの(別居している場合は、申請対象者の分だけ提出する)
- (3) 自営業・農業・漁業…経営委譲又は廃業をしたことがわかる証明書と直近の確定申告の控のコピー
- (4) 身体障害者…身体障害者手帳のコピー
- (5) 就労不能又は看病…医師の診断書
- (6) 別居している(する)申請者が入園・入所している…在園在所証明書又は入寮許可証明書
(備考)・提出いただいた書類では認定できかねる場合には、再度別の書類を提出していただくこともあります。
・各証明書は発行から3ヶ月以内のものに限ります。
・不明のときは、健康保険組合適用係へお問い合わせ下さい。